

米子基署発 0602 第 2 号
令和 2 年 6 月 2 日

事 業 主 各 位

米子労働基準監督署長

はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底等について（要請）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、労働基準行政の推進につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各種加工用機械によるはさまれ・巻き込まれ災害については、災害防止対策の徹底に取り組んできたところですが、令和 2 年の米子労働基準監督署管内における同災害は、同年 2 年 5 月末現在において 15 件（速報値）発生し、平成 29 年以降の同期において最多であり、同年 3 月末現在の 6 件に対して 150% 増加している状況です。

災害発生原因の多くは、各種加工用機械を停止させずに清掃等を行ったことに起因しており、改めて機械の運転を停止することを徹底する必要があります。

また、令和 2 年 5 月 25 日の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の解除を受けて、今後、操業が本格的に再開される事業場もあり、作業者が各種加工用機械の運転作業に復帰するにあたり、はさまれ・巻き込まれ災害が更に増加することも懸念されます。

つきましては貴事業場におかれましても、はさまれ・巻き込まれ災害を防止するために、別添の「はさまれ・巻き込まれ災害が多発しています」リーフレット等をご活用いただき、改めて労働災害防止対策を徹底くださいますようお願いいたします。

なお、令和 2 年 6 月 1 日から、「第 93 回全国安全週間」準備期間も開始されており、同年 7 月 1 日からの本週間への準備にご協力を賜りますとともに、職場における熱中症予防対策についても、すでに「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」により実施をお願いしております。本年はコロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用して作業することで、熱中症が発生するリスクが高まることが想定されますので、別添の「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット等を参考にされ、コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえて、職場における熱中症予防対策も徹底くださいますようお願いいたします。

・問い合わせ先

米子労働基準監督署 安全衛生課

電話 0859 - 59 - 0022